

## SAKURA innobase Okinawa 施設利用規約

### 第1条（規約の適用）

1. さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が運営する「SAKURA innobase Okinawa（さくら イノーベース 沖縄）」（以下、「本施設」といいます。）の利用条件として、以下のとおり SAKURA innobase Okinawa 施設利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。
2. 本施設の利用に関する契約（以下、「利用契約」といいます。）を当社と締結して本施設を利用する者（以下、「利用者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、本施設を利用するものとします。

### 第2条（本施設の利用目的）

1. 本施設は、イベント、セミナー、ワークショップ、講習会、研修その他のこれらに類すると当社が認める目的でのみ利用できるものとします。オフィススペース（打ち合わせの実施、事務作業等）として利用することはできません。
2. 本施設の利用を希望する者（以下、「申込者」といいます。）は、次条に定める仮予約及び利用契約の申込みに際し、当社に対し、本施設の利用目的として、開催予定の催事（以下、「本イベント」といいます。）を明示するものとします。

### 第3条（仮予約及び利用契約）

1. 申込者は、当社に対し、当社所定の方法により、本規約に同意のうえ仮予約申込みを行うものとします。申込者の仮予約申込みに対し、当社が承諾した場合に仮予約が成立するものとし、当社は申込者に対してその旨通知するものとします。仮予約申込みは、本施設の利用を希望する日の3か月前の日が属する月の1日以降、本施設の利用を希望する日の5営業日前までの間において行うことができるものとします（営業日は、第4条第1項第1号に定義する「基本営業日」における営業日を指すものとします。以下、「営業日」という場合、同様とします）。
2. 申込者は、前項による仮予約成立の通知後2週間以内かつ利用希望日の5営業日前までに、当社に対し、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。利用契約の申込みは、前項による仮予約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。申込者による利用契約の申込みに対し、当社が承諾したときに、利用契約が成立するものとします。
3. 前項に定める仮予約成立の通知後2週間以内又は利用希望日の5営業日前までのいずれか早い日までに、申込者が利用契約の申込みを行わない場合、仮予約は効力を失い終了するものとします。この場合、申込者が本施設の利用を希望するときは、改めて仮予約及び利用契約の手続を行う必要があるものとします。

4. 当社は、申込者に関して、次の各号に該当する又は該当するおそれがあると判断した場合に、仮予約又は利用契約の申込みを拒絶することがあります。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとしします。
- (1) 以前に当社との契約に違反したことがある場合その他の当社との契約に違反するおそれがある場合。
  - (2) 申込みに際して当社に提供した情報の内容に虚偽がある場合。
  - (3) 本施設の利用に関し、管理運営上、業務上又は技術上の困難が認められる場合。
  - (4) 本イベントの実施が公の秩序若しくは善良の風俗を害し又は法律に違反するおそれがある場合。
  - (5) 申込者が第17条第1項各号の反社会的勢力に該当する場合又は申込み以前に同条第2項の行為を行っていたことが判明した場合。
  - (6) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みにつき法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合、又は日本以外の国において申込者が類似の状態にある場合。
  - (7) その他、当社が申込みを承諾することが不相当であると認める場合。
5. 利用契約の契約期間は、利用契約の成立から、利用者が本施設の利用を終了したとき、又は利用者の当社に対する第5条第1項各号に定める料金の支払いが完了したときのいずれか遅いときまでとします。但し、第5条第1項各号に定める料金の他に当社が利用者に対して請求を行っている場合（第12条第3項の清掃費、及び同条第4項の処分費用又は送付費用等を含みますが、これに限りません。）は、当該請求に対する利用者の支払いが完了するときまで、利用契約の契約期間は継続するものとしします。

#### 第4条（利用可能時間）

1. 本施設を利用することができる時間（以下、「利用可能時間」といいます。）は、次の各号に掲げる基本営業日のうちの基本営業時間内とします。
- (1) 12月28日から1月4日までを除く平日（以下、これらの日を「基本営業日」といいます。）
  - (2) 基本営業日のうち10：00から22：00まで（以下、これらの時間を「基本営業時間」といいます。）
2. 申込者は、仮予約申込みを行うに際し、次の各号に掲げる条件に従い、希望する利用時間（以下、「利用希望時間」といいます。）を申し出るものとしします。なお、申込者は、本イベントの準備作業、撤去作業その他一切の必要な作業に要する時間を含めて利用希望時間の申出を行うものとし、当該作業に要する時間についても第5条の基本利用料金が発生するものとしします。
- (1) 前項に定める利用可能時間の範囲内であること。

- (2) 1時間単位かつ合計12時間以内であること。
3. 第1項の定めにかかわらず、施設及び設備の点検その他の当社事情により、当社は、利用可能時間において本施設を臨時休業し、申込者の申込みを拒絶することがあることを申込者は予め了承するものとします。
4. 第1項第1号の定めにかかわらず、当社は、申込者及び利用者（以下、両者を総称する場合、「利用者等」といいます。）からの基本営業日以外の日を利用希望日とする仮予約及び利用契約の申込みを当社の判断により承諾する場合があります、この場合に限り、利用者は基本営業日以外の日においても本施設を利用することができるものとします。
5. 第1項第2号の定めにかかわらず、当社は、利用者等からの基本営業時間外の時間（以下、「超過時間」といいます。）を利用希望時間とする仮予約及び利用契約の申込みを当社の判断により承諾する場合があります、この場合に限り、利用者は超過時間においても本施設を利用することができるものとします。この場合、利用者は、次条に定める利用料金に加え、超過時間に係る追加料金を支払うものとします。
6. 申込者が、本イベントの実施日の前日における設営その他の準備作業を希望する場合は、当社に対し、その旨事前に申し出るものとします。但し、当該設営の開始時間及び終了時間は、当社と申込者が協議のうえ当社が指定するものとします。

#### 第5条（利用料金）

1. 利用者は、本施設の利用の対価として、次の各号に定める料金を当社に支払うものとします。
- (1) 基本利用料金（なお、空調の使用に係る料金は基本利用料金に含まれるものとします。）
- (2) 時間外延長料金（利用者が利用契約に定める利用時間を超過して本施設を利用した場合の延長料金を指します。）
- (3) 追加機材料金、付帯設備料金、人員の立会料金、特別な清掃又は警備に係る費用その他前各号に含まれない料金
2. 当社は、前項各号の料金を別に定めるものとします。

#### 第6条（支払い）

1. 利用者は、第5条第1項各号に定める料金及び消費税等を、当社が利用者に発行する請求書に記載する支払期限までに、当社が指定した方法により、支払うものとします。なお、利用料金の支払いに要する振込手数料その他の費用は利用者の負担とします。

#### 第7条（利用者等による仮予約又は利用契約の日時の変更及び解約（キャンセル））

1. 第3条第1項による仮予約の成立以降、利用者等の都合で仮予約又は利用契約の解約を希望する場合は、利用者等は、当社所定の方法により当社に申し出ること、解約する

ことができるものとします。日時の変更を希望する場合も、利用者等は、仮予約又は利用契約を解約のうえ、新たに仮予約及び利用契約の手続を行うものとし、この場合の解約についても次条が適用されるものとします。

2. 利用者等は、前項により仮予約又は利用契約を解約した場合、当社に対し、次の各号に掲げるところに従い、キャンセル料金を支払うものとします。
  - (1) 利用契約において利用者が本施設を利用することができる定められた日（以下、「利用予定日」といいます。）の6営業日前までに前項の解約申出を行った場合：キャンセル料金は発生しないものとします。
  - (2) 利用予定日の5営業日前以降に前項の解約申出を行った場合：第5条第1項第1号及び第2号による料金（消費税等を含みます。）の全額相当額のキャンセル料金を支払うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、第1項の解約申出時点で既に発生している実費については、利用者等は、前項のキャンセル料金とは別に当該実費を当社に支払うものとします。
4. 第2項の定めにかかわらず、利用者等は、地震、台風、津波、火災等の災害その他の不可抗力により仮予約又は利用契約を解約した場合、当社に対し、キャンセル料金を支払うことを要しないものとします。

#### 第8条（本イベントの実施内容等に関する事前打ち合わせ等）

1. 利用者等は、当社に対し、本施設の利用日の5営業日前までに、本イベントのタイムスケジュール、プログラム、会場設営、利用設備等を含む実施内容の詳細を通知のうえ、当社と打ち合わせを行うものとします。
2. 前項の打ち合わせの結果、第15条第1項各号に該当すると当社が判断した場合は、当社は仮予約又は利用契約を解約する可能性があることを、利用者等は予め承諾するものとします。

#### 第9条（善管注意義務、管理責任、利用上の承諾事項等）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって本施設を利用するものとし、本施設又は本施設が所在する建物（以下、「本建物」といいます。）の他の利用者の利用を妨げてはなりません。
2. 申込者は、当社に対し、仮予約の申込みに際し、本イベントの責任者を届け出るものとします。当該責任者は、本イベントの実施中を含む本施設の利用中、本施設に必ず常駐しなければならないものとします。
3. 本イベントの参加者の受付、人員整理、誘導、警備等は、利用者の責任と費用負担において行うものとします。
4. 利用者は、事故又は災害等の不測の事態に備え、本イベントに関する作業を行う者及び参加者に対し、非常口及び避難経路の誘導等の本施設の安全管理について周知するもの

とします。

5. 利用者は、本施設の利用の際に本施設内に持ち込んだ利用者の所有物その他の保有物品を自己の責任と費用負担において適切に管理し、本イベントの参加者にその保有物品を自己の責任と費用負担において適切に管理させるものとします。
6. 本イベントの開催に伴う損害賠償保険、傷害保険、イベント中止保険その他の必要な保険への加入は、利用者が自らの責任と費用負担において行うものとします。
7. 利用者は、次の各号に掲げる事項について予め承諾するものとします。
  - (1) 本イベント実施中を含む利用時間中に、当社（当社が指定する者を含む。以下、本項において同じ。）が本施設内に立ち入ること。
  - (2) 本建物の他の居室への音漏れを抑えるため、当社の立会いの下、音量の確認を受けるものとし、当社は必要に応じて音量を制限する可能性があること。
  - (3) 本イベントに関する告知物について、告知場所、告知物のサイズ等を当社が指定する可能性があること。
8. 利用者は、本施設の利用に際し、次の各号に該当する場合は、事前に当社に通知のうえ当社の承諾を得るものとします。
  - (1) 本イベントにおいて、利用者又は本イベントの参加者が飲食又は飲酒を行う場合。
  - (2) 自ら契約のうえ外部業者（清掃、警備のための業者を含みますが、これらに限りません。）を利用する場合。
  - (3) 本施設内に道具類、パネル、幕類その他の搬入物を搬入する場合（この場合、当該搬入物の搬出入に際しては、壁面及び床等の養生その他の必要な措置を行うものとし、搬入物及び養生その他の必要な措置は利用者の責任と費用負担において実施するものとします。）。
  - (4) 本施設において郵便物を受領する場合。
  - (5) 本施設内においてメディア等の取材を受ける場合。

#### 第10条（法令遵守、安全上の措置及び禁止行為等）

1. 利用者は、本イベントの開催にあたり、条例及び関係諸法令を遵守するとともに、本イベントに関する作業を行う者及び参加者等にもこれらを遵守させるものとします。
2. 利用者は、本施設の利用に際し、次の各号に掲げる安全上の措置を講じるものとします。
  - (1) 災害その他の非常事態に備え、本イベント開始前に予め非常口及び消火器の位置並びに避難経路を確認すること。
  - (2) 防災上の避難動線を本イベント開始前に確認のうえ、避難に十分な幅員を確保すること。
  - (3) 本施設内の避難誘導灯、消火器、消火栓又は避難口の扉等を搬入物等で隠さないようにすること。

3. 利用者は、次の各号に該当し又は該当するおそれのある行為を自ら行ってはならず、また本イベントに関する作業を行う者及び参加者等に行わせてはならないものとします。
- (1) 本建物又は本施設の付帯設備又は備品を破損又は紛失すること。
  - (2) 本建物又は本施設内において原状回復が困難な行為（テープの貼付、釘打等を含みますがこれらに限りません。）を行うこと。
  - (3) 危険物を持ち込むこと。
  - (4) 火器を使用すること。
  - (5) 盲導犬、介助犬又は聴導犬以外の動物を持ち込むこと。
  - (6) 本建物の敷地内若しくは周辺、又は隣接する道路において喫煙すること。
  - (7) 本建物の敷地内若しくは周辺、又は隣接する道路に車、バイク又は自転車を不法に駐車すること。
  - (8) 騒音、振動、異臭の発生、ごみその他の廃棄物の投棄等により、当社、本建物の所有者若しくは管理者、本建物若しくは本施設の他の利用者又は周辺住民（以下、総称して「他の利用者等」といいます。なお、法人である場合はその従業員を含みます。）に迷惑を及ぼすこと。
  - (9) 本建物又は本施設内において当社が事前に許可した場所以外で飲食又は飲酒をすること。
  - (10) 本施設の利用に際して知り得た、他の利用者の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を第三者に開示し又は漏洩すること（但し、既に公知であった情報又は自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報を除きます。）。
  - (11) 前各号の他、当社、他の利用者等に迷惑となる行為、本施設の管理上好ましくない行為、公序良俗に反する行為、本建物又は本施設に損害を及ぼす一切の行為。
4. 当社は、次の各号に該当すると認めた場合、本イベントの中断又は中止を求めることがあります。この場合、利用者又は本イベントの参加者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。また、この場合、当社は利用者に対し、既に支払いを受けた料金を返還せず、利用者は未だ支払っていない料金を支払うものとします。
- (1) 本施設の利用実態が第8条第1項の通知又は打ち合わせの内容と異なるとき。
  - (2) 当社又は本建物の所有者若しくは管理者の指示に従わなかったとき。
  - (3) 本イベントにつき関係官公庁から中止の要請又は命令等があったとき。
  - (4) 本建物の所有者又は管理者の都合により中止の要請又は命令等があったとき。
  - (5) 本イベントの参加者又は他の利用者等の生命又は身体の安全が確保されないとき。
  - (6) 利用者又は本イベントの参加者が前三項に違反したとき。
  - (7) 他の利用者等から苦情があったとき。

#### 第11条（関係諸官庁等への届出等）

1. 利用者は、本イベントを実施するために必要な関係官庁等への届出や許認可の取得等

(以下、これらを総称して「届出等」といいます。)について、自己の責任と費用負担により、調査のうえ法令又は条例に定められた必要な届出等を行うものとします。当社は、本イベントを実施するために必要な届出等についての調査又は届出等の代理等を行う義務を負わないものとします。利用者は、届出等を行った場合、当社に対し、当該届出等の複写を提出するものとします。

※届出等の一例(あくまで例示であり、想定される全ての届出等を列挙するものではありません。): 催物開催届書/禁止行為解除申請書/著作物の演奏等利用申込/飲食を伴う催事に関する届出等

#### 第12条(本イベント終了後の原状回復)

1. 利用者は、本イベント終了後、自己の責任と費用負担により次の各号に掲げる措置を行い、本施設を原状に回復するものとします。
  - (1) 本施設の設備等を移動した場合は所定の収納場所に復帰させること。
  - (2) 搬入物を搬入した設備その他の物品を撤去すること。
  - (3) 本施設を清掃し、利用中に発生したごみを持ち帰ること。
  - (4) 本イベントで生じた廃棄物を法令又は条例に従って処理すること。
  - (5) 前各号の他、原状回復に必要な措置を行うこと。
2. 利用者は、前項各号に定める措置が終了した後、当社又は当社が指定する者の立会いの下、本施設内の点検を受けるものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、当社が利用者の利用に起因して特別に清掃その他の処置を講じる必要が生じた場合、利用者は当社に対し、当社の請求に従い、第5条の料金とは別に清掃費を支払うものとします。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、利用者による本施設の利用終了後、本施設内外に利用者又は本イベント参加者の残置物があった場合、利用者は、当社の求めに従い、当該残置物を回収するものとします。当社は、利用者が回収を行わなかった場合、当該残置物を処分し、又は利用者へ送付することができるものとし、処分又は送付に際して費用が生じた場合は、利用者は当社に対し、第5条の料金とは別に当該費用を支払うものとします。

#### 第13条(当社の免責)

1. 当社は、地震、台風、津波、火災等の災害、感染症の流行、法令又は条例の制定又は改廃、公権力による命令、輸送機関等の事故、争議行為、戦争、暴動その他の不可抗力又は当社の責めに帰さない事由により利用者又は本イベントの参加者が被った損害(本イベントの中止に伴う損害を含みますがこれに限りません。)については、その責任を負わないものとします。
2. 本建物又は本施設内において、利用者又は本イベントの参加者が所有物その他の保有

物品の盗難に遭い又は情報の漏洩が生じた場合でも、当社はそれらにより生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

3. 当社は、利用者が第11条に定める届出等の不備又は懈怠により利用者又は第三者が被った損害について、その責任を負わないものとします。
4. 利用者は、本施設の利用に起因又は関連して第三者との間に紛争等が生じた場合、自己の責任と費用負担において自らこれを解決するものとし、当社は当該紛争等について一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条（損害賠償）

1. 利用者又は本イベントの参加者が本規約への違反その他の責めに帰すべき事由により、当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

#### 第15条（当社による仮予約又は利用契約の解除）

1. 次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があったと当社が判断するときは、当社は、利用者等に催告のうえ、仮予約若しくは利用契約を解除し又は本施設の利用を停止することができるものとします（但し、緊急やむを得ない場合は、催告その他何らの手続を要しないものとします）。
  - (1) 仮予約の成立又は利用契約の締結後に第3条第4項各号に該当することが明らかになった場合。
  - (2) 地震、台風、津波、火災等の災害、感染症の流行、法令又は条例の制定又は改廃、公権力による命令、輸送機関等の事故、争議行為、戦争、暴動その他の不可抗力により本施設の利用が不可能又は困難となった場合。
  - (3) 前二号の他、本イベントの実施又は本施設の利用が不可能又は困難となった場合。
2. 次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があったと当社が判断するときは、当社は、催告その他何らの手続を要しないで、直ちに仮予約又は利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 利用者等が本規約に対する違反行為を行い、当社の是正要請に対して相当期間内に是正しないとき、又は本規約に対する重大な違反行為を行ったとき。
  - (2) 利用者等が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又はその他これらに類する倒産手続（利用契約の締結日以降に制定されるものを含みます。）の申立てを受け、又は自らかかる申立てをなしたとき。
  - (3) 利用者等が手形交換所より取引停止処分を受けたとき。
  - (4) 利用者等が強制執行、競売の申立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
3. 第1項第1号又は前項により利用契約が解除された場合、利用者等は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する金銭債務がある場合、当該債務を直ちに弁済するものとし、当社が解除によって被った損害を賠償するものとします。本条による仮予約若しくは

利用契約の解除又は本施設の利用停止により、利用者又は本イベントの参加者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

#### 第16条（秘密の保持）

1. 本規約において秘密情報とは、仮予約又は利用契約の成立の前後を問わず、本規約を遂行するうえで、当社又は利用者等（以下、本条において「受領者」といいます。）が他方当事者（以下、本条において「開示者」といいます。）から提供を受け、又は知り得た、技術上又は営業上その他業務上の一切の情報をいうものとし、本規約の存在及び内容、並びに、個人情報の保護に関する法律第2条で定義される個人情報を含むものとします。但し、次の各号のいずれかに該当することを受領者が証明できる情報については、この限りではありません。
  - (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの
  - (2) 開示を受けたときに既に自己が保有していたもの
  - (3) 開示を受けた後に受領者の責に帰し得ない事由により公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (5) 開示の前後を問わず受領者が独自に開発したもの
2. 受領者は、秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。また、受領者は、開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合であっても、当該第三者に本規約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、当該第三者による秘密情報の取り扱いについて一切の責任を負うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、本施設の運営及び管理等に係る業務の全部又は一部を第三者に委託する場合があります、当該委託先に対し、本施設の運営及び管理等のために必要な範囲に限り、利用者等から提供又は開示を受けた秘密情報を開示することができるものとします。当社は、当該委託先に本規約と同等の秘密保持義務を遵守させ、当該第三者による秘密情報の取り扱いについて一切の責任を負うものとします。
4. 監督官公庁の要求又は法令の定めに従って開示する場合は、第2項の限りではありません。但し、その場合であっても、受領者は開示者に対して、開示する旨を事前に通知するものとします。
5. 受領者は、仮予約若しくは利用契約又は本施設の利用に関与する自己の従業員に対し、本規約に定める秘密保持義務の存在を知らしめ、同義務を遵守させるものとします。
6. 受領者は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセス、紛失、漏洩等を防止するため、合理的なセキュリティ対策を講じるものとします。
7. 受領者は、秘密情報に対する不正アクセス、紛失、漏洩等の事故が発生し又は発生したおそれがある場合は、速やかに開示者に報告するものとします。
8. 受領者は、理由の如何を問わず仮予約又は利用契約が終了するまでの間に開示者から

の請求があったとき、又は仮予約若しくは利用契約が終了したときは、秘密情報を消去、廃棄又は返還するものとします。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者等は、自己、自己の代理人若しくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下、本条において同じ。）又は本イベントの参加者が、次の事項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - （1）反社会的勢力であること。
  - （2）反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していると認められる関係を有すること。
  - （3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
  - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者等は、自己、自己の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者又は本イベントの参加者が、自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
3. 当社は、利用者等が前二項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該利用者等に通知、催告をすることなく、直ちに仮予約又は利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、利用者は当社に対し、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
4. 当社は、利用者等又は利用者等の代理人、媒介をする者若しくは履行補助者又は本イベントの参加者が反社会的勢力に該当するおそれがあると当社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、当該利用者等は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該利用者等がこれに速やかに応じず、又は、虚偽の説明をする若しくは虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該利用者等に通知、催告をすることなく、直ちに仮予約又は利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

#### 第18条（本規約の変更）

1. 当社は、本施設の運用又は設備等の変更、追加又は終了等により、本規約の変更を行う

ことができるものとします。当社は、本規約の変更をする場合は、その7日前までに電子メールの送信その他の当社が合理的に決定する適切な方法により利用者等に通知するものとし、利用者等は、本規約の変更が行われた後に、利用契約を締結又は本施設を利用することにより、変更後の本規約の内容を承諾したものとみなされるものとします。

#### 第19条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約及び利用契約の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約及び利用契約に起因し又は関連する一切の紛争について、利用者が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条（分離可能性）

1. 本規約について、いずれかの条項又はその一部が、日本又は利用者が居住する国（利用者が法人の場合は、利用者等の本店が所在する国）の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 附 則

##### 第1条（適用開始）

1. 本規約は、2024年3月1日に制定され、同日より適用されます。